

(b) 協議、同意、許可・認可・承認<農林水産省>

第3次勧告								地方要望分	貴府省の対応	
分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講ずべき措置	備考		可否	法改正時期又は対応案等
12	15	農業振興地域の整備に関する法律	第4条	第5項	協議(大臣)	×	法改正(21.6.17成立)後の条項について判断	※	○	・勧告を受け入れ、大臣協議を廃止。 ・ただし、情報把握のため農用地面積の目標等の協議に際しての資料提供は必要。 ・一括法及び政令改正で対応。
					同意協議(大臣)	1b(2項1号、2号に係る部分)			—	
			第8条	第4項	協議(知事)	×			○	・勧告を受け入れ、知事協議を廃止。 ・ただし、情報把握のため農用地区域の協議に際しての資料提供は必要。 ・一括法及び政令改正で対応。
					同意協議(知事)	2②(2項1号に係る部分)			×	・農地の総量確保の観点から、都道府県から大臣への農用地面積の目標等の同意協議と同様存置する必要。
13	5	森林法	第6条	第5項	協議(大臣)	×	※	×	・森林の総量確保の観点から存置する必要。	
					同意協議(大臣)	2②(5条2項2号～4号の2、5号及び7号に係る部分)		×	・森林の総量確保の観点から存置する必要。	
13	11	森林病虫害等防除法	第7条の3	第3項	協議(大臣)	×	※	○	・勧告を受け入れ、大臣協議を廃止。 ・ただし、情報把握のための事後報告は必要。 ・一括法で対応。	
			第7条の5	第2項	同意協議(大臣)	×		△	・被害が県域を超えて広域に拡大するおそれがある場合は、同意協議を存置する必要。(ただし、県域を超えない場合も情報把握のため事後報告は必要。) ・一括法で対応。	
13	4	林業労働力の確保の促進に関する法律	第4条	第3項	協議(大臣)	5※(2項3号、4号に係る部分について厚労大臣に対して行うもの) ×(その他)	5※: 1②のうち、下破線部非該当により「事前報告・届出・通知」を許容	※	○	(農林水産省) ・勧告を受け入れ、大臣協議を廃止 ・ただし、情報把握のため事前報告・届出・通知は必要 ・一括法で対応